



2021年12月7日

各位

会社名 亀田製菓株式会社
代表者名 代表取締役社長 COO 佐藤 勇
(コード番号 2220 東証第1部)
問合せ先 取締役 CFO 兼 管理本部長 小林 章
(TEL 025-382-2111)

株式会社久慈食品に対する差止め等仮処分命令申立てに関するお知らせ

当社は、2021年12月7日付で、株式会社久慈食品に対して、不正競争防止法等に基づく製品の製造・販売の差止め等を請求する仮処分命令申立て（以下「本件申立て」といいます。）を東京地方裁判所に行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件申立てを行った裁判所及び年月日

(1)	裁判所	東京地方裁判所
(2)	申立日	2021年12月7日

2. 本件申立てに至った経緯

当社は、1966年に「ピーナッツ入り柿の種」を発売しました。そして、1977年には6分包の個装を大袋に詰めた商品（以下「当社製品」といいます。）を「フレッシュパック 柿の種」という商品名で製造・販売し、その後、商品名を「190g 亀田の柿の種 6袋詰」に変更し、現在まで製造・販売を継続しております。

当社は、1994年以降、当社製品について、類似品との差別化を図るため現在の配色を基調としたパッケージデザインを採用し、2016年から現在に至るまで現行のデザインを採用しております。

しかし、株式会社久慈食品が製造・販売している「柿ピー21袋」という商品名の、21分包の個装を大袋に詰めた商品（以下「相手方製品」といいます。）のパッケージデザインが、当社製品のパッケージデザインと類似しており、お客様が相手方製品を当社製品と誤認する恐れがあると思料しております。

そこで、当社は、株式会社久慈食品に対し、相手方製品の販売の中止及びパッケージデザインの変更等を求めた警告並びに違法性に関する説明を再三行ってまいりました。

しかしながら、株式会社久慈食品はその要求に応じず、依然として、相手方製品の販売を継続する意思を示しております。

そこで、当社は、お客様の誤認混同を防止し、当社製品のブランドを保護するために、やむを得ず、株式会社久慈食品に対する本件申立てを行いました。

3. 本件申立ての相手

(1)	社名	株式会社久慈食品
(2)	住所	埼玉県戸田市美女木 1068 番地（登記上の本店所在地）
(3)	代表者	代表取締役 野下 健司

4. 今後の見通し

本件申立てが当社の 2022 年 3 月期の連結業績へ与える影響は軽微であります。今後開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

5. その他（本件申立ての係争物のパッケージ）

当社製品と相手方製品のパッケージ比較



以上